

特許業務法人  
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2015年6月

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(以下「ジュネーブ改正協定」)が日本において平成27年5月13日に発効しました。

これにより、日本国の国民及び我が国に住所又は営業所等を有する者は、ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度を利用することが可能となると同時に、ジュネーブ改正協定の全ての締約国の国民及びその国に住所又は営業所等を有する者は、ジュネーブ改正協定に基づき、我が国を指定した意匠の国際出願を行うことが可能になりました。

日本を指定した場合の審査について、従来の審査基準が適用されます。また意匠を構成する物品が3次元(立体)である場合には、正投影図法により作成した正面図、背面図、平面図、底面図、左側面図及び右側面図が必要です。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定にご質問等ありましたらお気軽にお尋ねください。